

市内米軍施設の早期返還促進と跡地の利用等

(内閣府・外務省・財務省・農林水産省・国土交通省・防衛庁・防衛施設庁)

(提案・要望項目)

- 1 市内米軍施設の早期返還促進
- 2 跡地利用に係る財政上の優遇措置及び国による事業の検討等
- 3 住宅等の建設に係る地元への十分な配慮等

(理由・考え方)

- ・横浜市は、戦後、市の中心部や港湾施設などが広範囲に亘り接収され、他の大都市には例を見ない米軍施設が存在したことにより、これまで街づくりや市民生活に大きな制約を受けてきた。
- ・昨年10月、日米合同委員会において施設返還、住宅等建設の方針が合意されたが、施設返還については、早期にこれを実現し、跡地については、市民の福祉増進に資する利用を実現する必要がある。
- ・また、住宅等の建設に関しては、周辺環境への影響を少なくし、地元への十分な配慮を図る必要がある。
- ・本年6月に、学識経験者、市民有識者、関係省庁等職員で構成する「横浜市返還施設跡地利用構想検討委員会」を設置し、首都圏レベルなどの幅広い視点から跡地利用の具体化に向けた検討を進めている。

1 施設返還

- ◆日米政府間で返還の方針が合意された施設について、早期に返還を実現すること。また、他の米軍施設についても、引き続き早期全面返還に取り組むこと。
- ◆一部返還とされている小柴貯油施設については、残余部分を含む全面返還を実現すること。
- ◆段階的返還の可能性があるとされている上瀬谷通信施設については、総合的な跡地利用のため、一括返還を図ること。
- ◆上瀬谷通信施設などの民有地については、これまで土地利用の制約を受けてきた所有者に十分な配慮を行なうこと。

2 跡地利用

- ◆横浜市が接収により戦後長きに亘り受けてきた制約の大きさを考慮し、跡地の利用に関しては、**財政上の優遇措置**を含め、**本市の意向を尊重**するとともに、公園・緑地、広域防災拠点の整備など**国による事業の実施を検討**すること。
- ◆地方自治体に対する**返還国有地の処分条件の緩和や、横浜国際港都建設法に定める普通財産の譲与について考慮**すること。

3 住宅等建設

- ◆**地元の要望を十分踏まえる**とともに、**自然環境の保全、周辺地域の影響に配慮**すること。
- ◆池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地の返還に伴う跡地利用をはじめ、周辺地域の道路整備など、**まちづくりの推進に国として最大限協力**すること。

